

現 場 説 明 書

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 委託業務番号 | R5-公清-02 |
| 2 | 委託業務の名称 | 公社幸町住宅内一般清掃等業務委託 |
| 3 | 委託業務の場所 | 仙台市宮城野区幸町三丁目6番, 7番, 9番地内 |
| 4 | 現場説明事項
業務委託期間 | 令和5年10月1日(日)から令和7年3月31日(月)まで |
| | 業 務 内 容 | 公社幸町住宅内の清掃、除草等業務 |
| | 業 務 仕 様 | <ul style="list-style-type: none">・敷地内通路、緑地およびゴミ集積所内の清掃等・緑地内の除草・生垣等の剪定・集会所内の清掃・共用電灯用の電球取替え・簡易な除雪作業及び融雪剤散布・その他作業 |
| | 支 払 方 法 | 毎月払い
金額に端数が生じた場合は、端数分を1回目の支払い時に処理する。
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。 |
| 5 | 質 疑 ・ 回 答 | 質疑 令和5年9月6日(水) 10時までに書面にて提出のこと
回答 令和5年9月7日(木) 12時までにURLページ内にて回答する
※担当 経営戦略班 FAX : 022-261-0831
Mail : keiei@miyagi-jk.or.jp |
| 6 | そ の 他 | 詳細は別紙「公社幸町住宅内一般清掃等業務委託仕様書」、「公社幸町住宅集会所清掃等業務仕様書」、「公社幸町住宅内芝生及び植栽の手入れに関する共通仕様書」、「公社幸町住宅内芝生の手入れ特記仕様書」による。 |

公社幸町住宅内一般清掃等業務委託仕様書

(共通事項)

1. 一般事項
- 1) 住宅居住者の生活へ支障がないよう作業時間および内容に配慮すること。
 - 2) 作業に必要な用具は、受注者が用意するものとする。ただし、下記の物品は必要の都度甲が乙に対して支給するものとする。
支給品：蛍光管類、その他公社が必要と認めるもの
 - 3) 発生した廃棄物（粗大ゴミ及び枝葉等）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分すること。
- ※上記にかかる費用は、委託費に含むものとする。

(敷地内共用部分の清掃)

1. 作業項目 住宅敷地内の道路、緑地等の清掃
- 作業仕様
- 1) 住宅敷地内の道路、緑地、アプローチ等に散乱する紙屑、石片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、これを関係法令に基づき適切に処分すること。
 - 2) 住宅敷地内の道路、アプローチの埃その他塵芥物を掃き清掃する。
 - 3) 大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ごみが放置されている場合は、公社があらかじめ指定した場所に運ぶ。また、粗大ゴミのうち解体可能なものについては、これを解体及び整理し、上記1)と同様に処理する。
 - 4) 住宅敷地内の屑入れ、屑かごに捨てられたごみについては公社が指定した場所に運び、上記1)と同様に処理する。
 - 5) 落葉時期においては、落葉を拾い集め、上記1)と同様に処理する。
- 作業基準 週6日程度
- 作業範囲等 31, 300m²
2. 作業項目 芝生等手入れ（芝生刈り込み等）
- 作業仕様
- 1) 団地内緑地の除草をおこなう。
 - 2) 作業にあたっては、「公社幸町住宅内芝生及び植栽手入れに関する共通仕様書」および「公社幸町住宅内芝生手入れ特記仕様書」によっておこなうこと。
- 作業基準 年3回（作業時期は別途協議すること）
- 作業範囲等 13, 000m²

3. 作業項目 植栽等手入れ
 作業仕様 1) 団地内樹木および生垣の剪定、刈込みをする。
 2) 作業内容は、別紙剪定樹木数量のとおり
 3) 作業にあたっては、「公社幸町住宅内芝生及び植栽の手入れに関する共通仕様書」
 によっておこなうこと。
 作業基準 年1回（作業時期は別途協議すること）
4. 作業項目 遊戯施設の清掃及び点検
 作業仕様 1) 遊戯施設に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、公
 社が指定した場所に運び、市が回収できる物は市指定のゴミ袋に入れ市収集日に
 持ち出す。
 2) ブランコ、スベリ台、ジャングルジム等遊具の点検を行い、異常を発見したときは、
 直ちに、公社に報告する。
 3) 砂場内のごみを除去する。特にガラス片等危険物の除去には留意すること。
 4) 砂場周辺に散乱した砂を戻す。
 5) 遊園地内に凸凹ができたときは、整地する。
 作業基準 週6日程度
 作業範囲 住宅敷地内の遊戯施設5か所、砂場5か所
5. 作業項目 ごみ集積所の清掃
 作業仕様 1) ごみ集積所及びその周辺の整理清掃をする。
 2) ごみ収集車がごみを積み込んだ後は、共用ポリ容器を水洗いし、公社指定の場所に
 整備する。
 3) ごみ収集後の周辺の清掃をする。
 作業基準 ごみ収集日（週3回）
 作業範囲 住宅用ごみ集積所 14か所
6. 作業項目 側溝及び溜樹の清掃
 作業仕様 1) 住宅敷地内のU字溝、L字溝等の側溝及び側溝樹の土砂その他塵芥物を除去し、良
 好な排水状態を保持する。
 2) 住宅敷地内の溜樹についても上記1)と同様に処理する。
 3) 上記1)、2)の土砂等は住宅敷地外にて適切に処理すること。
 作業基準 1)については、月1回程度
 2)及び3)については、3か月に1回程度
 作業範囲 U型、L字溝122m、溜樹か所

7. 作業項目 住宅階段室ガラス清掃及び埃清掃
作業仕様 1) 12月下旬に階段の風防ガラスを拭き清掃する。
2) 建物内の共用部分(階段、踊り場)の埃清掃を行う。
作業基準 年1回
作業範囲 各棟階段室46か所
8. 作業項目 共用電灯用の電球取替
作業仕様 1) 門灯、階段灯等の電球又は、蛍光管が切れたときは、公社の指示によりこれを取り替える。(LED電球を除く)
2) 外灯、街路灯を点灯後巡視し、電灯の不点灯を調整し報告する。
作業基準 1) 随時
2) 週1回
作業範囲 各棟全階段室46か所の階段灯、門灯19か所、住宅敷地内外灯および街路灯
9. 作業項目 簡易な除雪作業及び融雪剤散布
作業仕様 1) 積雪時に集会所周りの除雪作業を行う。
2) 階段室入口及び住宅敷地内通路等で、積雪により通行の障害となることが予想される場所に融雪剤を散布する。
※融雪剤の購入に掛かる費用は、別途協議とする。
作業基準 冬期(12月から翌年3月まで)の間で適宜
作業範囲 集会所周り及び各棟北側道路等
10. 作業項目 その他の作業
作業仕様 1) 人止柵直し、樹木支柱直し、樹木の倒れ直し、構造物等の整備を行う。
2) 住宅敷地内の雑草を除去する。又樹木のひこばえ、胴ぶき取りをする。
3) 公社の指示する作業(この仕様書に定めない事項で特に必要と認めた作業をおこなう。)
作業基準 随時

公社幸町住宅集会所清掃等業務仕様書

(共通事項)

- 一般事項
- 1) 住宅居住者の生活へ支障がないよう作業時間および内容に配慮すること。
 - 2) 作業に必要な用具は、受注者が用意するものとする。
 - 3) 発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分すること。
- ※上記にかかる費用は、委託費に含むものとする。

(集会室等の清掃)

- | | |
|------|--|
| 作業項目 | 集会所の清掃等 |
| 作業仕様 | <ol style="list-style-type: none">1) 毎月1回共用廊下、ホール、洋室等のPタイル部分について、掃き掃除した後は、洗淨しワックス掛けをおこなう。
(ワックス塗布の際は、間仕切りアコーディオン、壁カーテン等に飛散しない様注意すること。)2) 毎月1回玄関、洋室、障子等のガラス部分について拭き掃除をおこなう。3) 毎週1回集会所専用トイレの床面及び便器を水洗いし、消毒をおこなう。又必要に応じてトイレットペーパーの補充をおこなう。4) 毎週1回湯沸室内に散乱するごみ等の掃き掃除をおこなうとともに厨雑芥物の搬出をおこなう。5) 公社の指示する作業(この仕様書に定めない事項で特に必要と認めた作業をおこなう。) |

公社幸町住宅内芝生及び植栽の手入れに関する共通仕様書

(共通事項)

- 一般事項
- 1) 住宅居住者の生活へ支障がないよう作業時間および内容に配慮すること。
 - 2) 作業に必要な用具は、受注者が用意するものとする。
 - 3) 発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処分すること。
 - 4) 作業実施1週間前に内容を記載したチラシを掲示または配布し、居住者への周知を徹底すること。
 - 5) 受注者は、公社との連絡を密に行い、居住者とのトラブル及び事故等のないように十分注意すること。なお、作業によって発生した事故等については、直ちに公社へ報告するとともに、受注者の責任で処理すること。
 - 6) 作業中は、事故防止のために作業用車両、機器、用具等の管理を徹底すると共に、居住者及び周辺建物に危害損傷を与えないよう適切な防護措置を講ずること。

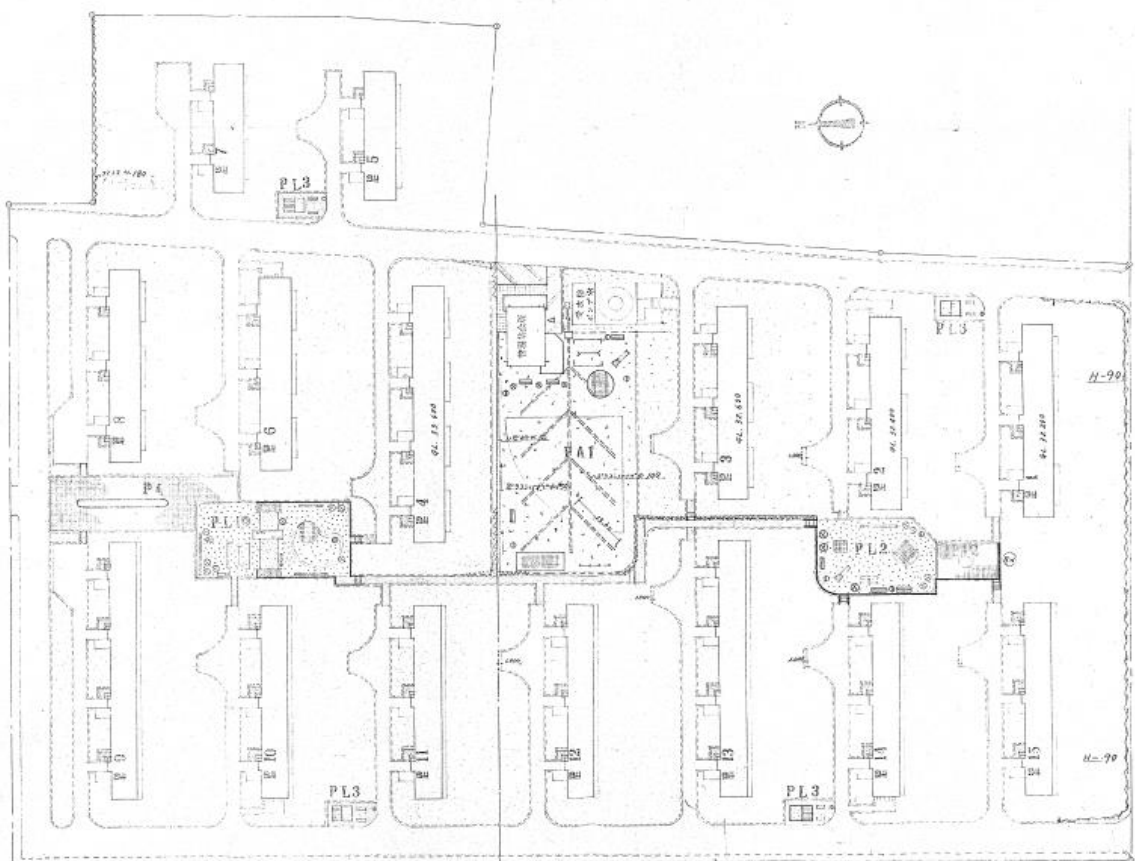
※上記にかかる費用は、委託費に含むものとする。

公社幸町住宅内芝生の手入れ特記仕様

(芝生及び植栽の手入れ)

- 作業項目 芝生の手入れ
- 作業仕様
- 1) 刈り込み高さは5cm以下とし、近辺の樹木、草花及び車両、構造物を損傷しないように注意しておこなうこと。
 - 2) 原則として、ローンモア等による機械刈りとし、実施にあたっては機械の排出口を人や建物に向けてないよう安全に注意すること。
 - 3) 樹木の根際、柵等構造物周りなど機械刈りができない所は、手刈りとする。
 - 4) 地被が構造物に接する所は、縁切りをおこなうこと。
 - 5) 樹冠下部及び低木等の植え込み内に侵入した地被等は取り除くこと。

FA	FA	FA
-----	FA	FA

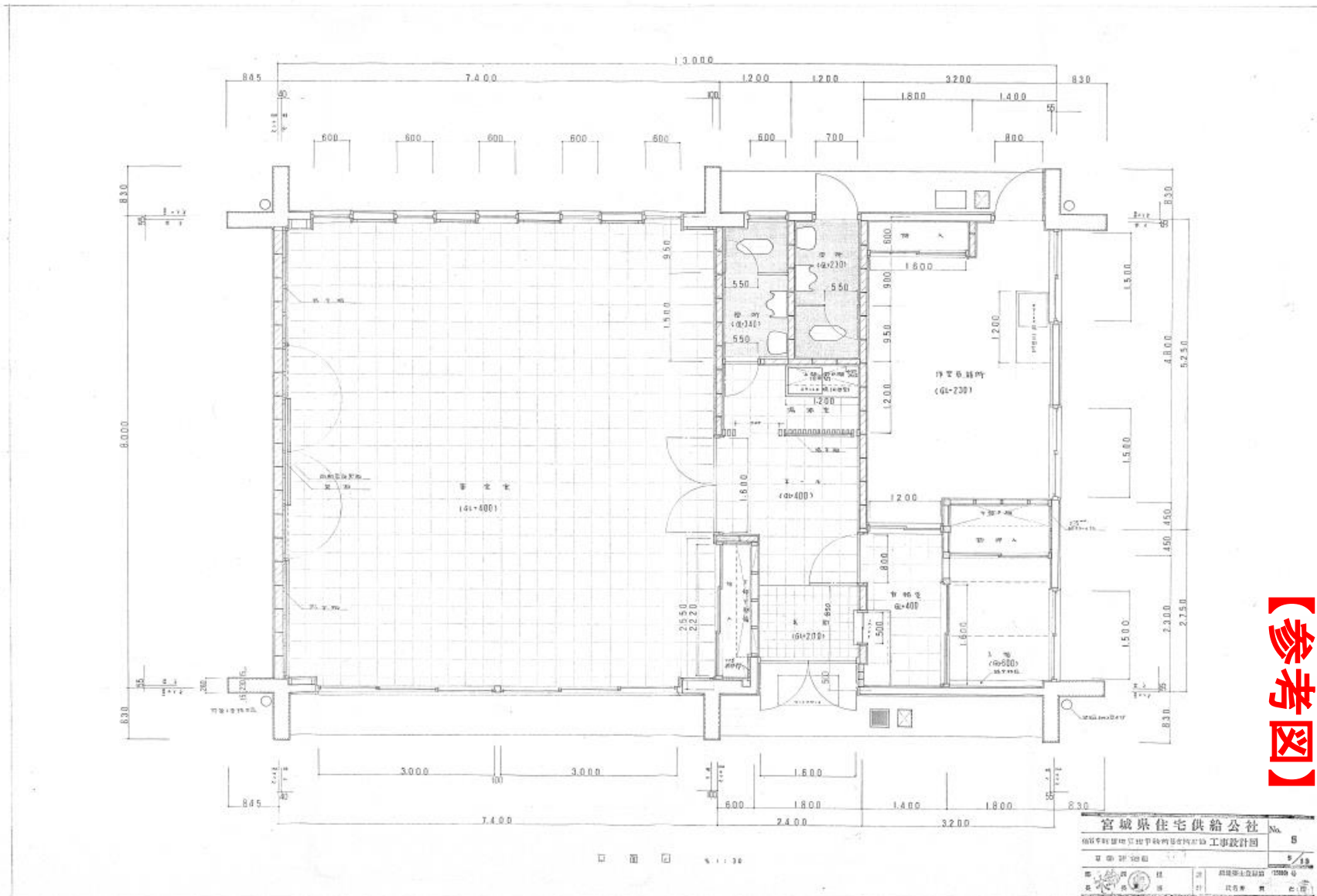


凡 例	
	石水水溝 M7田
	スチール管
	コンクリート管 B-102
	鉄板管
	粗粒石 ②
	粒石
	コンクリート床
	鉄骨フレーム (公室用) H-100(特-特) H-99(特-特)
	コンクリート床 D-101-B
	鉄板床
	スライダ C-106
	砕石のり場 C-117
	パーキング
	植樹樹 (A)
	植樹樹 (B)
	植樹樹 (C)
	排水溝
	スチール床 C-105
	コンクリート床 C-118
	鉄板床
	PL3
	鉄板床 C-116-B
	スチール床 C-110
	スチール床 C-112
	スチール床 C-108
	U型排水溝 鉄板管
	イランコ C-101
	書き板 (Steel)
	鉄板 厚板 200x170

建設平図 1/50

宮城県住宅供給公社 No. 3
 仙台市町田住宅第三種建設 工事設計図 17
 建設平図
 1970年10月1日
 宮城県建設部 仙台市建設局 仙台市住宅供給公社

参考図



【参考图】

宫城県住宅供給公社		No. 5
1950年制定 宮城県住宅供給公社 工事設計図		
設計	監理	5/15
建築士	建築士	13500号
設計	監理	13500号
設計	監理	13500号